明石市花壇コンクール実施要領　細則

１　コンクールの参加について

（１）　対象

①　花壇面積は３㎡以上で、原則連続している花壇とする。点在する場合は、一地点から見て花壇を一望できる場合は認める。なお、プランター等の使用は不可とする。支給された花苗で構成された花壇であること。

（２）　参加資格

①　コンクールへの参加応募は、市に花壇コンクール参加を認められた団体が、所定の応募用紙（別紙１）を提出して行う。

本コンクールに参加する学校・幼稚園・保育所については、コンクールの目的を十分に理解し教職員・園児・児童・生徒・ＰＴＡ等と協働で花壇作りを行うこと。応募用紙のコメント記入欄に、協働して花壇作りを行っていることが分かるように記入し、作業中の写真を添付すること。

（３）　特例団体

①　あかねが丘学園

花壇コンクールに出品する場合は参考出品扱いとし、コンクールの対象とはしない。

②　最優秀賞を３年連続受賞した団体

３年連続で受賞した次年度は名誉賞を贈る。その団体は、当該年度の花壇コンクールに参加できないが、名誉花壇として出品することができる。花苗は配布する。

名誉花壇は、市ホームページ等により広報する。

尚、名誉賞受賞の翌年度より、花壇コンクールに参加できる。

２　配付する花苗について

（１）　種類

配付する花苗の種類・色は、花と緑の学習園で決定する。

（２）　配付数

花苗の配付は、花壇面積１㎡あたり３０株以内とする。配付する花壇面積の対象の上限は３０㎡とする。

３　審査について

審査は、下記のとおり行う。

（１） 一次審査

４月初旬に、応募のあった写真・書類による審査を行い、二次審査対象花壇を選出する。次に、選出した花壇以外から優等、入選を選出・決定する。

優等は二次審査対象花壇とはならなかったものより、管理・デザイン・状況・調和・コミュニティ寄与等において優れていた団体に対し､参加団体の概ね８％程度を選出する｡入選は、出来具合が良好な花壇に対し、参加団体の概ね15％程度を選出する。

（２） 二次審査

４月中旬に、二次審査対象花壇について現地審査を行い、最優秀賞（１団体）、優秀賞（２団体）、優良賞（２団体）を選出・決定する。その他の花壇は特賞（１０団体）とする。

４　審査基準について

審査は、採点表（別紙２）に従う。審査基準は下記のとおり定める。

（１）一次審査

配点は①から③の各項目１０点満点、④は上限５点として、①から④までを合算し、得点順に上位１５団体を二次審査対象花壇とする。

① 管理状況（花殻・枯葉はとっているか等）

② 花壇のデザイン（花色や種類を活かしたデザインか。コンクールテーマに則しているか等。）

③ 草花の育成状況（草花は元気に育っているか等）

④ コミュニティ寄与度（地域から喜ばれているか。協力して作られた花壇か等。）

花壇が、当コンクールの目的である「参加者が花づくりを楽しみ、交流の場となっているか」を審査する。

（２）二次審査

審査書類（応募用紙の写真・コメント等）や現地説明を参考に、各審査員が審査する。配点については、①から⑤の各項目は最高１０点とし、得点順に上位より賞を決定する。

① 管理状況（花殻・枯葉・雑草はとっているか。病害虫が発生していないか。植物は元気に育っているか等。）

② デザイン（デザインや色彩は美しいか。コンクールテーマに則しているか等。）

③ 開花状況（植栽された花の開花状況がそろっているか。花と葉、茎とのバランスがとれ、間延びしていないか等。）

④ 調和美（全体のバランスがとれているか。完成度はどうか等。）

⑤ コミュニティ寄与度（地域やグループが花壇に関わっているか等。）

５　審査員について

審査員は下記のとおりとする。

（１）　一次審査：市緑化相談員２名とする。

（２）　二次審査：都市局長、都市整備室長、及び明石市小・中学校長会会長、明石市幼稚園長会会長が推薦するもの、（公財）兵庫県園芸・公園協会職員、その他市が委嘱する住民団体代表（高年クラブ連合会会長等）、ひょうごガーデンマイスター、市緑化相談員等で構成する。

６　表彰・副賞について

（１）　表彰

受賞団体すべてに表彰状を贈り、最優秀賞、優秀賞、優良賞、名誉賞には楯又はレリーフ等を贈る。

（２）　副賞

最優秀賞、優秀賞、優良賞、特賞、優等には肥料・液肥等を授与する。

７　コンクールテーマについて

参加者が相互に協力しあって花壇づくりを行う機運の向上を図り、花壇コンクールの目標及び効果を高めるため年度ごとにコンクールテーマを設定する

附　則

この細則は平成２８年２月４日より施行する。

この細則は平成２８年９月１日より施行する。

この細則は平成２８年１０月１日より施行する。

この細則は平成３０年１０月１日より施行する。

この細則は令和４年３月２９日より施行する。